

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第92号，同第116号，同第117号，同第119号及び同第121号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（行情）答申第336号，同第341号，同第342号，同第344号及び同第346号）

事件名：ICD-10において「学習障害」という用語を使用している医療機関が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件
行政文書の定義（ICD-10におけるLDの診断基準が記載されている部分）の不開示決定（不存在）に関する件
個別の教育支援計画等の内容を理解していない教育委員会に対する指導等が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件
発達障害者支援法上の発達障害児の判定手続が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件
F81を「学習障害」と説明した理由等を示す文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分5」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

(1) 文書1ないし文書3（諮問第92号，同第116号及び同第117号）について

ア 本件開示請求は，文書1ないし文書3についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において，当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で，請求内容の変更等の意思の有無を確認し，補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから，行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分1ないし処分3）（不存在不開示）としたところ，異議申立人から，「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により，処分1ないし処分3の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については，当該開示請求書に記載された情報では，不存在不開示になるため，補正確認依頼を行った。

補正について，期限までに回答がなかったため，特定課職員が窓口において，平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を窓口において，情報提供を行いつつ補正を行ったものの，やはり補正には応じなかったものである。

なお，不開示決定を行うに当たっては，平成27年10月14日に請求内容の最終確認として，別紙最終確認書を作成し，2週間の期間を設けて，補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに，併せて，行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに，担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが，該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお，本件諮問に際しては，改めて行政文書ファイルを検索するとともに，担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが，該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書4及び文書5（諮問第119号及び同第121号）について

ア 本件開示請求は，文書4及び文書5についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において，当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で，請求内容の変更等の意思の有無を確認し，補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから，行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分4及び処分5）（不存在不開示）としたところ，異議申立人から，「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により，処分4及び処分5の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報では、不存在不開示になるため、特定課職員が窓口において、平成27年9月に請求内容の確認を窓口において、情報提供を行いつつ補正依頼を行ったものの、補正には応じなかったものである。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成27年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

2 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

（別紙省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第92号、同第116号、同第117号、同第119号及び同第121号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理（諮問第92号、同第116号、同第117号、同第119号及び同第121号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年8月29日 審議（同上）
- ④ 同年9月26日 諮問第92号、同第116号、同第117号、同第119号及び同第121号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書1ないし文書5（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、不存在であるため不開示とする決定（処分1ないし処分5）をそれぞれ行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①ないし⑤のとおりそれぞれ説明する。

(2) 文書1ないし文書5を保有していないとする別表の3欄に掲げる①ないし⑤の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び 文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び 文書番号	
文書1 (諮問 第92 号)	H26年度 ICD-10 において 「学習障 害」と用語 を使用して いる医療機 関が記載さ れている文 書(大学病 院等に限 る)	処分1	平成27 年10月 30日付 け26受 文科初第 3940 号	① 文書1は、平成26年度に どの大学病院がICD-10 において学習障害という用語 を用いているかが分かる文書 であると考えられるが、文部 科学省ではこれまで、大学病 院に学習障害という用語を用 いているか調査・確認を行っ たことがないため、文書1は 作成しておらず保有していな い。 諮問後、念のため文部科学 省の書庫・ロッカー等を探索 したが、文書1に該当する文 書は発見できなかった。 したがって、文部科学省に おいて文書1を保有していな い。
文書2 (諮問 第11 6号)	行政文書の 定義(IC D-10に おけるLD の診断基準 が記載され ている部 分)	処分2	平成27 年10月 30日付 け26受 文科初第 3948 号	② 文書2は、ICD-10に おけるLDの診断基準を記載 している文書であると考えら れる。 ICD-10とは、異なる 国や地域から、異なる時点で 集計された死亡や疾病のデー タの体系的な記録、分析、解 釈及び比較を行うため、世界 保健機関憲章に基づき、世界 保健機関(WHO)が作成し た分類であり、いわゆるLD (学習障害)が分類されてい

				<p>るF81の項目に「診断のガイドライン」が記載されていることは承知しているが、文部科学省においてそのことを文書にしたことはない。</p> <p>諮問後、念のため文部科学省の書庫・ロッカー等を探索したが、文書2に該当する文書は発見できなかった。</p> <p>したがって、文部科学省において文書2を保有していない。</p>
文書3 (諮問第117号)	H26年度個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容を理解していない教育委員会に対する指導・助言が記載されている文書	処分3	平成27年10月30日付け26受文科初第3952号	<p>③ 文部科学省では、教育委員会が個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容を理解していないとして指導・助言した事実はないことから、文書3を作成していない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書3を保有していない。</p>
文書4 (諮問第119号)	発達障害者支援法上の発達障害児の判定手続が記載されている文書（発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判定手続き）	処分4	平成27年10月30日付け27受文科初第2214号	<p>④ 文部科学省では、学習障害児に対する指導に係る文書（「学習障害児に対する指導について（報告）（平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議）」）等は保有しているものの、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に受ける制限についての判定手続が記載された文書までは保有していない。</p>

				<p>諮問後、念のため文部科学省の書庫・ロッカー等を探索したが、文書4に該当する文書は発見できなかった。</p> <p>したがって、文部科学省において文書4を保有していない。</p>
<p>文書5 (諮問第121号)</p>	<p>F81を「学習障害」と説明した理由及びその決裁手続きを示す文書(厚生労働省は発達障害者支援法で使用する「学習障害」をF81を「学力の特異的発達障害」としている)(特定課に対する開示請求)</p>	<p>処分5</p>	<p>平成27年10月30日付け27受文科初第2219号</p>	<p>⑤ 文書5は、(i) F81を学習障害と説明した理由を記載した文書及び(ii) (i)の決裁に係る文書であると考えられる。</p> <p>F81とは、ICD-10におけるカテゴリーの一つであり、文部科学省では、医学書院発行の書籍「ICD-10精神および行動の障害」を参考にF81を学習障害と説明しているが、そのようにした理由を記載した(i)を作成していないため、(ii)についても作成していない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書5を保有していない。</p>